

～障がい者を雇用される事業主の皆様へ～

平成29年度 八戸市障がい者雇用奨励金のご案内

八戸市では、市内に居住する障がい者を常用労働者として雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金のうち障害者の雇用に係る特定就職困難者コース助成金（以下「国の助成金」という。）の支給期間満了後も当該障がい者を引き続き雇用している事業主の皆様には奨励金を交付する制度を設けていますので、積極的にご活用ください。

奨励金を受けられる方

この奨励金は、次の要件をすべて満たした事業主に対して交付されます。

- ・交付の対象となる労働者を①常用労働者として雇用し、②平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に国の助成金支給対象期間を満了し、③引き続き当該障がい者を常用労働者として雇用していること。
- ・雇用保険適用事業の事業主であること。
- ・納期到来分の個人市民税または法人市民税を完納していること。
- ・八戸市内に事業所を有していること。
- ・奨励金交付対象期間終了後も引き続き、常用労働者として雇用すること。
- ・交付対象となる障がい者に係る国の助成金の支給期間が満了する前6ヶ月以内にリストラ等事業主の都合で従業員を解雇していないこと。

※常用労働者・・・雇用保険の被保険者区分が1である方のうち、週の勤務時間が20時間以上の方。

※週の勤務時間が20時間～30時間未満の方は短時間労働者として対象となります。

交付の対象となる労働者

市内に居住する次の労働者が対象となります。（詳しくは下記まで事前にお問い合わせください。）

- ・障がい者、重度障がい者（身体障害者手帳1級又は2級・療育（愛護）手帳A・精神障害者保健福祉手帳1級の障害を有する者）

※同一事業所において、過去に八戸市の障がい者に係る雇用奨励金の交付を受けた障がい者については、奨励金の交付対象となりません。

奨励金の交付期間

交付の対象となる月は国の助成金満了日の翌月から12ヶ月（離職した場合は離職した月まで）です。

但し、交付対象月で勤務日数（年次有給休暇を含む）が15日以下の月は交付の対象にはなりません。

奨励金の交付額

交付の対象となる労働者1人につき月額10,000円（重度障がい者については1人につき20,000円）になります。

但し、短時間労働障がい者については1人につき月額6,000円（重度障がい者については1人につき12,000円）になります。

受給資格申請のための手続き

奨励金の交付を受けようとする事業主は、交付の対象となる労働者に係る**国の助成金の支給満了日の属する月の翌月から6ヶ月以内に** 次の書類を産業労政課まで提出してください。

- ・受給資格決定申請書
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- ・事業主の納期到来分の法人市民税等の納付状況がわかるもの（法人市民税領収証書等）
- ・障がい者を有する事を証明するもの（障害者手帳等の写しの提出にあたっては、本人の同意を得てください）
- ・雇用条件通知書の写しあるいはこれに代わるもの
- ・国の助成金の支給決定通知書の写し
- ・その他市長が必要と認めたもの

※平成28年10月1日～平成29年3月31日に国の助成金の支給対象期間を満了した事業主で、過去に八戸市の障がい者に係る雇用奨励金の交付を受けていない障がい者を引き続き常用労働者として雇用している場合、国の助成金の支給満了日の属する月の翌月から6ヶ月以内に上記書類を提出した場合、奨励金の交付対象とすることができます。

交付申請のための手続き

受給資格の決定を受けた事業主は、交付対象期間の最初の6ヶ月を第1期、次の6ヶ月を第2期とした各期の経過後、10日以内に次の書類を産業労政課まで提出してください。

- ・交付申請書
- ・交付対象月分の勤務日数を証明するもの（勤務簿、タイムカードの写し等）
- ・その他市長が必要と認めたもの

お問い合わせ・各種書類の提出先

八戸市商工労働部産業労政課（別館5階）

Tel：43-9038（直通） Fax：43-2256

E-mail：sangyo@city.hachinohe.aomori.jp

各申請書は下記HPよりダウンロードできます。

https://www.8nohe-job-ichiba.jp/site/pages/company_aid2

事業主にかわって社員の福利厚生を引き受けます。

八戸市勤労者福祉サービスセンター

会員事業所募集中！！



平成 29 年度八戸市障がい者雇用奨励金

～受給資格申請から奨励金交付まで～

障がい者及び重度障がい者を常用労働者として雇用し、当該障がい者に係る国の助成金(※)の支給期間が満了したら・・・

※国の助成金とは、特定求職者雇用開発助成金のうち障害者の雇用に係る特定就職困難者コース助成金のことをいいます。

↓ **国の助成金の支給が満了した月の翌月から 6 ヶ月以内に** (下表参照)

受給資格申請	受給資格決定申請書と、必要となる添付書類を提出してください。
--------	--------------------------------

↓ **受給資格決定通知書が届いたら、国の助成金の支給が満了した月の翌月から起算して 6 ヶ月 (第 1 期) の経過後 10 日以内に** (下表参照)

交付申請(第 1 期分)	交付申請書と、第 1 期における対象労働者の勤務日数を証明する書類を提出してください。
--------------	---

※交付金額確定後、請求手続きをしていただきます。

↓ **国の助成金の支給が満了した月の翌月から起算して 12 ヶ月 (第 2 期) の経過後 10 日以内に** (下表参照)

交付申請(第 2 期分)	交付申請書と、第 2 期における対象労働者の勤務日数を証明する書類を提出してください。
--------------	---

※交付金額確定後、請求手続きをしていただきます。

国の助成金の支給期間が満了した月	受給資格申請書の提出期限	交付申請書(第 1 期分)の提出期限	交付申請書(第 2 期分)の提出期限
平成 29 年 4 月	平成 29 年 10 月末日	平成 29 年 11 月 10 日	平成 30 年 5 月 10 日
平成 29 年 5 月	平成 29 年 11 月末日	平成 29 年 12 月 8 日	平成 30 年 6 月 8 日
平成 29 年 6 月	平成 29 年 12 月末日	平成 30 年 1 月 10 日	平成 30 年 7 月 10 日
平成 29 年 7 月	平成 30 年 1 月末日	平成 30 年 2 月 9 日	平成 30 年 8 月 10 日
平成 29 年 8 月	平成 30 年 2 月末日	平成 30 年 3 月 9 日	平成 30 年 9 月 10 日
平成 29 年 9 月	平成 30 年 3 月末日	平成 30 年 4 月 10 日	平成 30 年 10 月 10 日
平成 29 年 10 月	平成 30 年 4 月末日	平成 30 年 5 月 10 日	平成 30 年 11 月 9 日
平成 29 年 11 月	平成 30 年 5 月末日	平成 30 年 6 月 8 日	平成 30 年 12 月 10 日
平成 29 年 12 月	平成 30 年 6 月末日	平成 30 年 7 月 10 日	平成 31 年 1 月 10 日
平成 30 年 1 月	平成 30 年 7 月末日	平成 30 年 8 月 10 日	平成 31 年 2 月 8 日
平成 30 年 2 月	平成 30 年 8 月末日	平成 30 年 9 月 10 日	平成 31 年 3 月 8 日
平成 30 年 3 月	平成 30 年 9 月末日	平成 30 年 10 月 10 日	平成 31 年 4 月 10 日